

基本構想

第1章 将来都市像

第2章 将来人口

第3章 土地利用構想

第4章 政策展開の方向

第1章 将来都市像

1. はじめに

鴻巣市は、全国に誇る「花」の生産をはじめ、荒川を中心とする河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、鉄道・幹線道路などの交通利便性にも優れた立地特性により、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域も併せ持っています。

人口減少社会の本格的突入と社会情勢の急激な変化により、市を取り巻く環境は厳しさを増してきていますが、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、鴻巣市自治基本条例に定められた「市民と市を挙げて市民自治の実現を目指し、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていく」という趣旨を尊重し実現するためには、これまで以上に市の責務と役割を明確にした取組が必要になります。

第5次鴻巣市総合振興計画においては、『「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創る』という理念をこめ、将来都市像として「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」が定められましたが、この理念・目指すべき都市像は、今後10年先の理想の姿を思い描くにあたって、変わらず共感され継承すべき姿といえます。

そこで、第6次鴻巣市総合振興計画においても、基本理念、将来都市像は、第5次鴻巣市総合振興計画を継承するものとしします。

2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第6次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方としします。

すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできる、「活力のあるまち」を市民みんなで創ります。

「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

「花」を中心に、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって親しみを感じ、発展できるまちを市民みんなで創ります。

河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

河川や緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のある「人にも生きものにもやさしいまち」を市民みんなで創ります。

3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表する人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されており、鴻巣市も例外ではなく、人口減少局面に進む見込みです。

平成 27 年度に策定された「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」では、人口減少への対策や今後のまちづくりについて検討するための、人口の将来展望について設定を行い、『令和 22 (2040) 年時点で人口 100,000 人を維持していること』を長期目標として設定しました。

<人口の将来展望 (令和 22 (2040) 年時点で、人口 100,000 人) に必要な仮定値>

■ 合計特殊出生率 (人)

平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年以降
1.11	1.21	1.31	1.40	1.50	1.60

- 鴻巣市での合計特殊出生率は、全国・県平均に対し、過年度を通じ低い状況にある中、極端な上昇は現実性が低いため、令和 22 (2040) 年に『人口 10 万人』の維持が可能な、令和 22 (2040) 年時点の合計特殊出生率「1.60」を目指す形で仮定値として設定。

■ 移動率 (転出入)

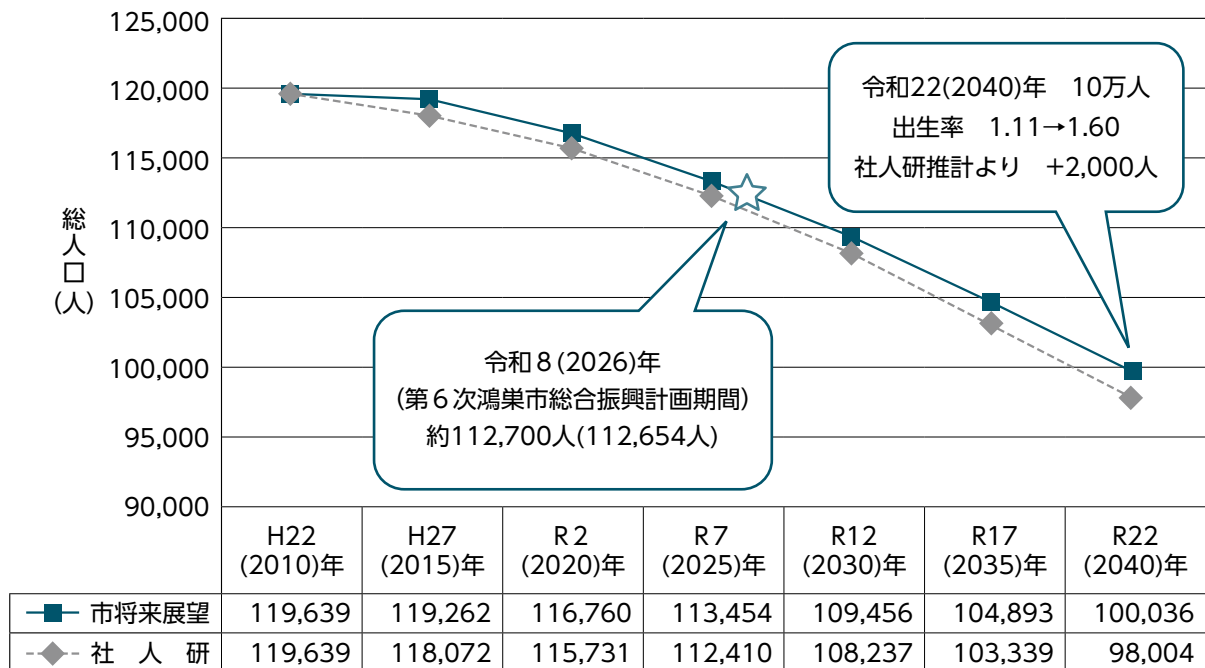
『社会増減 0 人 / 年 (転入 - 転出 = 0 人)』

- 直近の『平成 22 (2010) 年～平成 26 (2014) 年』の社会増減数の年平均は『-200 人』の転出超過が続いており、この転出超過傾向から社会増減 0 人を目標に、仮定値に設定。

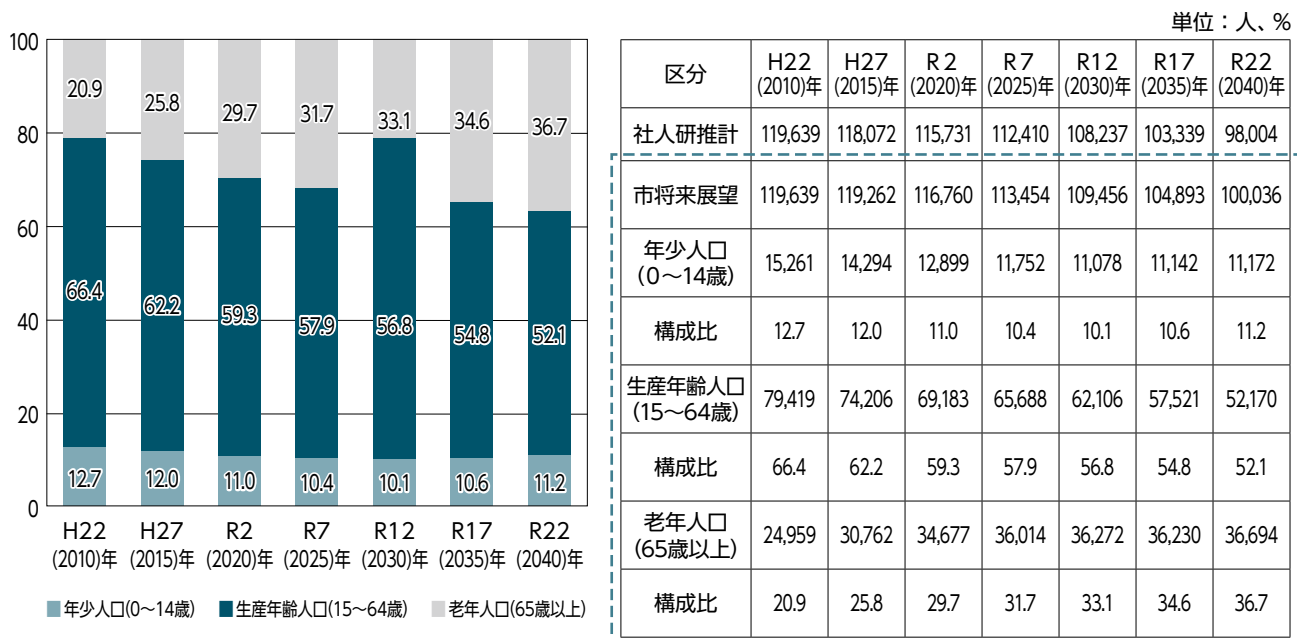
鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、鴻巣市人口ビジョンの考え方を踏襲し、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第 6 次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のよう

令和 8 (2026) 年の将来人口の目標 **112,700 人**

■ 鴻巣市人口ビジョンに基づく将来人口展望



■ 年齢3区分別の将来人口展望



第 3 章 土地利用構想

1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

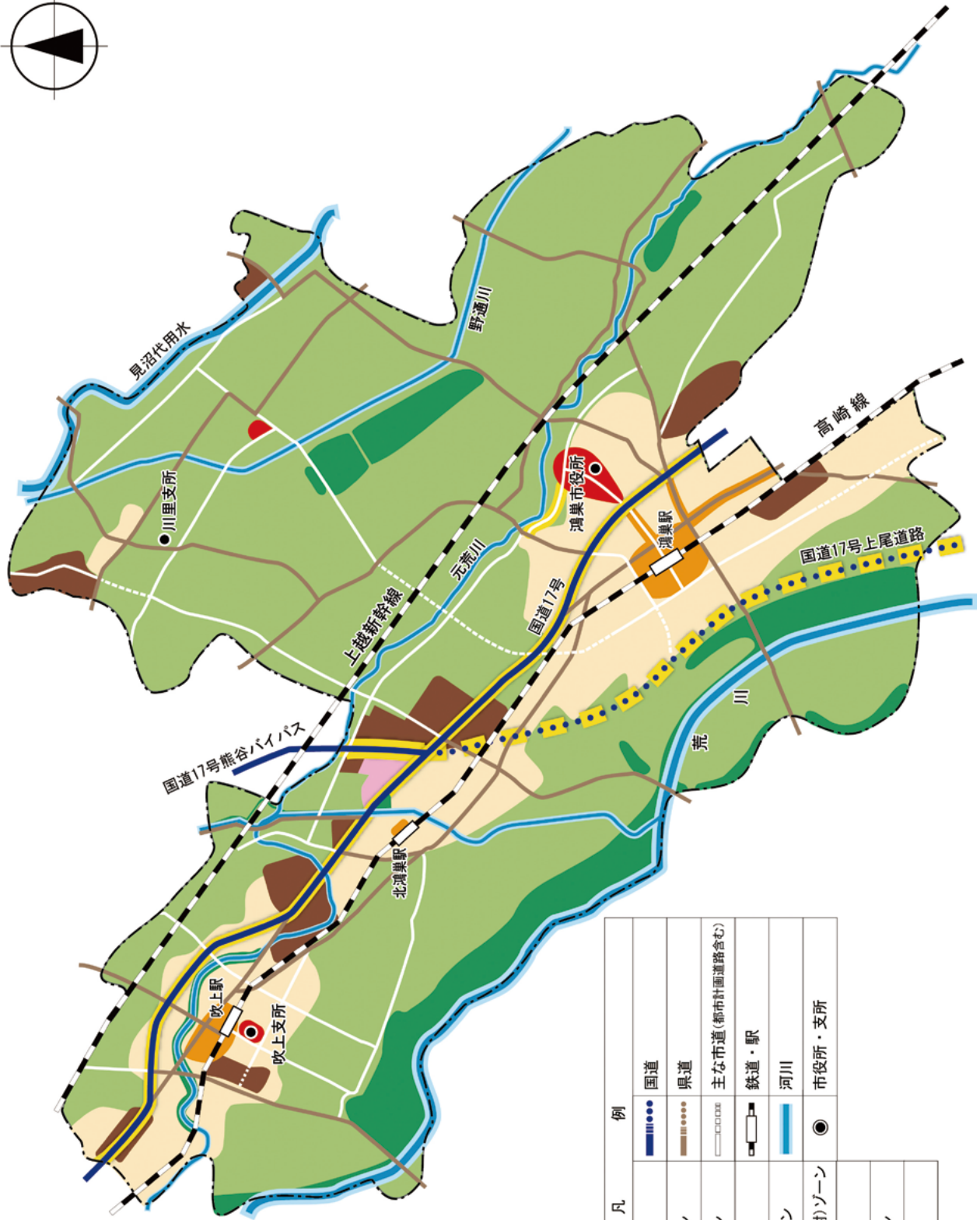
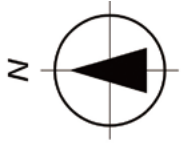
土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業などの活動の基礎・基盤といえる「土地」の「利用の中心となるべき方向性」を示し、適正かつ将来の礎となる姿へ導く、いわゆる「まちの設計図（ランドデザイン）」となるものです。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング（面的要素）を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅地 ゾーン	<p>少子高齢化の本格的な到来を見据え、地域コミュニティが活発になり、住みたい・住んでよかったと思える住宅地形成を推進します。</p> <p>特に、転入者の増加を目指し、北新宿第二・広田中央特定土地区画整理事業を中心にした新市街地の形成と、既存住宅地における道路・上下水道・公園・住宅などの機能更新をバランス良く進め、公共交通機関や医療・福祉・子育て支援・店舗などの生活利便施設と都市緑地が調和した、安全・快適で、うるおいと安らぎのある住環境を創出します。</p>
商業・業務地 ゾーン	<p>鴻巣駅周辺や旧中山道沿線の区域をはじめ、北鴻巣駅、吹上駅周辺といった「人が集う拠点」においては、消費活動や働く場、交流の場といった地域経済と生活利便を支える役割を担うため、訪れた人が楽しみを覚え、長く滞留したくなる魅力を感じる多機能拠点としての充実を図ります。</p> <p>特に、鴻巣駅東口については、市街地再開発事業の整備促進により、既存商店街との連たん性・動線形成・回遊性などの向上と多様な都市機能の集積を進め、「まちの顔」となる拠点を形成します。</p>
工業・流通地 ゾーン	<p>「しごとの創出」による、市内居住・経済活性化を促進するべく、川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区などの企業定着と、環境への影響や公害の発生の防止などに配慮した、国道17号熊谷バイパス沿線や川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアへ、新規企業の立地を促進します。</p>
公共施設地 ゾーン	<p>周辺環境と調和した、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能、防災機能などの整備や集積を推進し、機能的・効果的な公共サービスの提供を可能とします。</p>

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
沿道サービス地 ゾーン	市の都市形成の骨格である国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパスの沿道などについては、交通の利便性を生かしつつ、周辺環境と調和した、沿道型商業・サービス・流通施設などの生活利便施設をはじめとする、都市的土地利用への誘導を図ります。
沿道サービス地 ゾーン (検討ゾーン)	事業化された国道 17 号上尾道路の進捗状況を見据え、新たな都市形成骨格道路の沿線として相応しい、沿道サービス地ゾーンへの転換や新たな都市拠点づくりを、長期的構想として検討します。
交流・産業 ゾーン	国道 17 号及び国道 17 号熊谷バイパス・上尾道路の交通結節点であり、北鴻巣駅からも徒歩圏である本ゾーンでは、ゾーンのもつポテンシャルを最大限活用し、道の駅を中心とする都市と農地の調和が生み出す、「人・モノの交流と賑わい」が創生される交流・産業拠点の形成を図ります。
農業・集落地 ゾーン	<p>郊外に広がる豊かな田園地帯では、農業生産基盤の整備などを通じて、生産性や収益を確保し、複合化経営を進めるとともに、農地の持つ多面的で貴重な役割や機能を勘案し、有効的な活用を推進します。</p> <p>集落においては、集落内道路や生活排水対策などにより、健全な日常生活が営まれる生活環境の維持・整備を図ります。</p>
公園・緑地 ゾーン	<p>荒川、元荒川などの河川や、郊外に広がる豊かな田園地帯が生み出す、水と緑に恵まれた市の特性を生かし、公園や緑道などの整備を通じ、地球環境に配慮した緑のネットワークを構築していきます。</p> <p>また、水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリも生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成を図ります。</p> <p>大規模な公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場、災害時の広域避難場所として相応しい整備を行います。</p>

2. 土地利用構想図



凡 例	
	住宅地ゾーン
	商業・業務地ゾーン
	工業・流通地ゾーン
	公共施設地ゾーン
	沿道サービス地ゾーン
	沿道サービス地(検討)ゾーン
	交流・産業ゾーン
	農業・集落地ゾーン
	公園・緑地ゾーン
	国道
	県道
	主な市道(都市計画道路含む)
	鉄道・駅
	河川
	市役所・支所

第4章 政策展開の方向

1. 政策の設定

行政サービスを提供する範囲は、非常に多岐にわたります。

そこで「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

第6次鴻巣市総合振興計画では、政策を6つの分野に分け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現に向け、総合的・計画的に展開させていきます。



2. 政策毎の目指す姿

政策 1

子育て・教育・文化に関する政策 ～ 未来をひらく人材を育て、 確かな学びと文化が根付くまちづくり ～

政策の背景・課題

鴻巣市の将来人口の目標を達成する上では、全国・埼玉県平均を下回る合計特殊出生率の向上を図るとともに、子育て世代の転入を促進することが重要であり、このことから、結婚・出産期から子育て期までを切れ目なく支援し、子どもを安心して産み育て、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めていかなければなりません。

さらに、子どもたちがこれから大きく変化していく時代を生き抜くためには、学力と人間性、健康・体力をバランスよく育み「生きる力」を身につけさせることが求められており、今まで以上に学校・家庭・地域の連携を重視した、つながりのある子育て・教育施策の展開が必要です。

また、学校教育・スポーツや文化活動・伝統文化の継承など多様な学習活動が尊重され、子どもから大人まで市民一人一人が生涯を通じた学ぶ喜びを実感できる環境を育む必要があります。そのため、社会環境の変化と時代の潮流に対応した学びが実践できる機会の創出や市民活動団体や民間事業者との協働による質の高い取組が必要です。

政策の目指す姿（基本方針）

次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を抱きながら成長できる環境を形成するため、子育てと教育の連携を図り『未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 1-1 出産・子育て支援の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 青少年の健全育成
- 1-4 市民文化・生涯学習の充実
- 1-5 スポーツの振興

政策 2

保健・福祉・医療に関する政策

～いきいきと健康で充実した生活を過ごせる
まちづくり～

政策の背景・課題

保健・福祉・医療を取り巻く環境及び市民ニーズが、より一層多様化・複雑化していく中、必要とする人が必要な時に適正なサービスが受けられる環境づくりと、地域社会による支えあいの仕組みづくりを推進することが、今後の政策展望として必要となります。特に、感染症への対策や地域医療体制の充実に対する市民ニーズは、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に一段と高まり、的確に取り組む必要があります。

また、鴻巣市では、平成 27 年に、市民が主体となって健康を意識するとともに、相互が連携し、健やかで思いやりのあるまちづくりを実現するため「健康づくり都市」を宣言しました。それぞれのライフステージで、健康で活力に満ちた生活を営むことは、すべての活動の土台となるものであり、今後とも、市民の健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少及び生活の質の維持・向上を実現するため、市民・事業者・行政が連携し、健康に関する様々な施策を推進することが必要です。

政策の目指す姿（基本方針）

市民が、それぞれのライフステージにおいて『いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり』を目指し、以下の 5 つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 地域福祉の推進
- 2-3 高齢者福祉の推進
- 2-4 障がい者(児)福祉の充実
- 2-5 セーフティネットの推進

政策 3

安全・安心に関する政策
～ 安全・安心に暮らせるまちづくり ～

政策の背景・課題

近年の激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの、生命・生活・財産を脅かす危機への対策は必要不可欠であり、市民が求める重要度も高い事項です。

一方、市民の環境配慮への意識の高さや、県内でも低い犯罪率・交通事故発生率など、市民が安心して暮らせる環境が根付いています。

鴻巣市では、この強みを生かし、緑と水に恵まれた豊かな自然を守り育てながら、ゼロカーボンシティを目指すとともに、グリーン社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった「人にも環境にもやさしい取組」を一層進める必要があります。

政策の目指す姿（基本方針）

市民が、安全かつ安心して市民生活を営めるよう、豊かな自然環境と調和した『安全・安心に暮らせるまちづくり』を目指し、以下の6つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 3-1 防災・減災対策の推進
- 3-2 くらしの安全対策
- 3-3 循環型社会・脱炭素社会の形成
- 3-4 生活環境の整備
- 3-5 上水道の安定供給
- 3-6 汚水処理の推進

政策 4

都市基盤に関する政策

～ 都市機能と豊かな自然が調和した
住みよい快適なまちづくり ～

政策の背景・課題

少子高齢化・人口減少が加速する中、都市基盤整備を行えば、人が住み企業などが進出するものではなく、地域の独自性や、より付加価値を兼ね備えた、選ばれるまちづくりを計画し推進しなければ、人口減少へ歯止めが効かなくなります。

鴻巣市では、将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向けた取組をより一層推進するため、令和2年に「花と緑の都市宣言」を制定しました。地域資源である四季折々の花や身近な緑、コウノトリが舞う豊かな自然環境など、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進める必要があります。

また、選択と集中による公共インフラの整備・長寿命化を推進するほか、空き家や空き店舗の適切な管理や利活用を促進する必要があります。

道路の整備、コミュニティバスやデマンド交通の運行による交通環境の充実、緑の整備と保全を求める市民ニーズも高く、本政策が住む人にやさしいまちの礎である点を、十分認識した取組が必要です。

政策の目指す姿（基本方針）

花と緑にあふれた自然環境や国道17号上尾道路の整備、北新宿地内の区画整理事業の推進など、鴻巣市のポテンシャルを生かしながら『都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 4-1 調和と魅力ある土地利用の推進
- 4-2 道路の整備
- 4-3 雨水対策の推進
- 4-4 利便性の高い公共交通の確保
- 4-5 花と緑あふれる空間の創出

政策 5

産業に関する政策
～ にぎわいと活力と魅力を創出できる
まちづくり～

政策の背景・課題

鴻巣市における「花」や「人形」のような、地域経済を代表する産業はまちの魅力につながり、人を惹きつける力を持っています。

経済動向や各種統計データに見える弱みを改善することは市民ニーズでもあり、本政策が担う「にぎわいの創出」は鴻巣市にとって必要不可欠な要素です。そして「地方創生」の考え方の基本にある、地域経済の縮小が人口減少への流れを加速させているという主要因は、鴻巣市にとっても例外ではないものといえます。

そのため、行政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の回復を図るとともに、商業・工業・農業・観光など、各分野がもつ危機意識を共有しながら、産業界・金融機関・学術機関・労働団体・マスメディアなどとの連携を強化し、各分野と経済圏をつなぐ新しいチャレンジや「稼ぐ力（付加価値・労働生産性）」の向上のための事業への下支えを、さらに深化させる必要があります。そして、鴻巣市での地域内消費のみならず、地域外からの消費を呼び込む観光交流や「しごとの創出」による市内居住・経済活性化の促進が重要となってきます。

本政策の活動の土台は「ひと」にあり、「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」が維持されていることで、新たな取組も生まれることになると考えられることから、積極的に「雇用の質」を高める工夫が必要となります。

政策の目指す姿（基本方針）

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働き、その対価を享受でき、産業団地や道の駅、にぎわい創出交流拠点の整備など市内外にモノやサービスが消費される環境を創り上げることで『にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指し、以下の3つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 5-1 商工業の振興
- 5-2 農業の振興
- 5-3 観光資源の活用と交流の促進

政策 6

市民協働・行政運営に関する政策
～ 市民協働による一人一人が主役の
まちづくり～

政策の背景・課題

誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの基盤となる共通施策として、市民一人一人がそれぞれの個性を認め合いながら、多様な経験や価値観を生かした「市民が主役のまちづくり」を推進する必要があります。その上で、鴻巣市自治基本条例に基づき、市民・事業者等・議会・行政が協働することが重要です。

特に、人口減少と少子高齢化の進展により、財政状況の見通しはこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。そのため、多様化する市民ニーズ、老朽化する公共施設、デジタル化への対応など、様々な課題に対して官民が連携しながら、限られた財源を効果的に活用し、公平・公正かつ安定した市民サービスの提供を堅持していくことが必要です。

また、感染症に対する不安やテレワークの浸透による働き方の変容などにより、地方への関心が高まる中、シティプロモーションを推進し、定住人口や関係人口の増加を図るほか、鴻巣市の魅力を高め、市民の郷土への愛着と誇りを醸成することが重要です。

政策の目指す姿（基本方針）

市民と行政がその役割と責任を共有し、すべての人が輝く『市民協働による一人一人が主役のまちづくり』を目指し、以下の4つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 6-1 人権尊重の推進
- 6-2 コミュニティ活動の推進
- 6-3 市民協働とシティプロモーションの推進
- 6-4 効率的な行財政運営の推進

